

## 様式第2号（第3条関係）

## 処分基準整理票

処 分 名	資料貸出の停止等	
根拠法令名	大津市立図書館の管理運営に関する規則	(条項) 第20条
基準法令名		(条項)
所管部署	教育委員会 図書館 総務係	

【処分基準】  文書の名称【図書個人貸出の停止及び禁止の事務取扱い】

揭載図書等【】

内容  全部記載  一部・項目のみ記載

資料貸出しの停止又は禁止の処分は次の各号に掲げる事由に該当したときに行うものとし、その場合における処分の内容は当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 亡失、破損（汚損を含む。）の申し出なく、資料の貸出期限から4週間を超えた資料がある場合 資料を返却し、又は損害を弁償するまでの間の停止
- (2) 資料の亡失、破損（汚損を含む。）の申し出を受けた日から1か月を超えても弁償行為が行われなかつた場合 資料を返却し、又は損害を弁償するまでの間の停止
- (3) 資料の利用、取扱いが特に悪質な場合で、必要と認められるとき 貸出しの禁止

## 大津市立図書館の管理運営に関する規則

（資料貸出の停止等）

第20条 館長は、貸出しを受けた資料を亡失し、若しくは破損し、又はこの規則に違反した者に対して、資料の利用を停止し、又は禁止することができる

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。